

平成 28 年度高知県認知症高齢者見守り活動等事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、高知県補助金等交付規則（昭和43年高知県規則第 7 号。以下「規則」という。）第24条の規定に基づき、平成28年度高知県認知症高齢者見守り活動等事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(補助目的)

第 2 条 県は、認知症の人及びその家族が住み慣れた地域でできる限り暮らし続ける事ができるよう、市町村が有意義と認める認知症の人及びその家族を地域ぐるみで支えるための見守り等の活動を実施する団体等（以下「補助事業者」という。）の事業立上げ経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付する。

(補助事業者、補助対象事業及び要件等)

第 3 条 補助事業者は、次のア及びイに掲げる要件の全てに該当する団体等とする。

ア 県内に事務所を有し、不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与する活動を行っている特定非営利活動法人及び市民活動団体、ボランティア団体、地縁団体等の任意団体、一般社団・一般財団法人、公益社団・公益財団法人、社会福祉法人等であることとし、任意団体にあつては、規約等が定められており、継続的な活動が行われていること。

イ 宗教活動又は政治活動を主目的とした団体でないこと。また、特定の公職者（候補者を含む。）又は政党を推進し、又は支持し、若しくは反対することを目的とした団体でないこと。

2 補助の対象となる事業（以下「補助事業」という。）、補助対象経費、補助基準額、補助率及び交付額の算定方法は、別表第 1 に定めるとおりとする。

(補助金の交付申請)

第 4 条 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、別記第 1 号様式による補助金交付申請書を、当該活動をする市町村を経由して、知事に提出しなければならない。

ただし、1 補助事業者からの交付申請は 1 回のみとする。

(補助の条件)

第 5 条 補助金の交付の目的を達成するため、補助事業者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 補助事業の内容を変更する場合又は補助事業を中止し、若しくは廃止する場合は、事前に別記第 2 号様式による補助金変更（中止・廃止）承認申請書を、市町村を経由して知事に提出し、その承認を受けること。ただし、補助対象経費の 20 パーセント以内の軽微な減額変更については、この限りでない。

(2) 補助事業の執行に際しては、県が行う契約手続の取扱いに準じて行わうこと。

(3) 補助事業が予定の期間に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに知事に報告し、その指示を受けること。

(4) 補助金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿並びに当該収入及び支出についての

証拠書類を補助事業の終了の翌年度から起算して5年間保管すること。

- (5) 補助事業により取得した財産は、善良な管理者の注意をもって適正に管理するとともに、補助金の交付の目的に従ってその効率的な運用を図ること。
- (6) 補助事業により取得した財産については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に規定する耐用年数に相当する期間内において、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、廃棄し、貸し付け、又は担保に供する場合は、事前に知事の承認を受けること。
- (7) 前号の規定により知事の承認を得て財産を処分したことにより収入があった場合は、当該収入の全部又は一部を県に納付すること。
- (8) 補助事業の対象経費と重複して他の補助金等の交付を受けてはならないこと。
- (9) 補助事業の実施に当たっては、別表第2に掲げるいずれかに該当すると認められるものを契約の相手方としないこと等暴力団等の排除に係る県の取扱いに準じて行うこと。
- (10) 補助金の交付を申請するに当たって、当該補助金に関する消費税仕入控除税額等（補助金対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して申請しなければならないこと。ただし、申請時において当該消費税仕入控除税額等が明らかでないものについては、この限りでない。

（補助金の交付の決定及び通知）

第6条 知事は、第4条の補助金交付申請書又は前条第1号の補助金変更（中止・廃止）承認申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適当であると認めたときは、補助金の交付、変更交付又は中止若しくは廃止の決定を行い、市町村を経由して当該補助事業者へ通知するものとする。

ただし、当該申請をしたものが別表第2に掲げるいずれかに該当すると認めるときを除く。

（実績報告等）

第7条 補助事業者は、補助事業が完了した場合は、別記第3号様式による実績報告書を補助事業の完了の日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して30日を経過した日又は翌年度の4月15日のいずれか早い日までに、市町村を経由して知事に提出しなければならない。

2 補助事業者は、第5条第10号ただし書の規定により交付申請した場合であって、前項の実績報告書の提出に当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除額等が明らかになったときは、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

3 補助事業者は、第5条第10号ただし書の規定により交付申請した場合であって、第1項の実績報告書を提出した後に、消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定したときは、その金額を速やかに別記第4号様式により知事に報告するとともに、当該金額を知事に返還しなければならない。

（概算払の請求）

第8条 補助事業者は、規則第14条ただし書の規定に基き補助金の概算払の請求をしようとするときは、別記第5号様式による概算払請求書を市町村を経由して知事に提出しなければな

らない。

(検査等)

第9条 知事は、必要があると認めるときは、補助事業者に対し、補助事業の遂行の状況について報告を求め、又は必要な調査を行うことができる。

(補助金の交付の決定の取消し)

第10条 知事は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他の不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 別表第2に掲げるいずれかに該当したとき。
- (3) 補助事業等の目的を達成し得なかったとき。

(グリーン購入)

第11条 補助事業者は、補助事業の実施において物品等を調達する場合は、県が定める「高知県グリーン購入基本方針」に基づき環境物品等の調達に務めるものとする。

(情報の開示)

第12条 補助事業又は補助事業者に関して、高知県情報公開条例(平成2年高知県条例第1号)に基づく開示請求があった場合は、同条例第6条第1項の規定による非開示項目以外の項目は、原則として開示を行うものとする。

(委任)

第13条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成28年4月4日から施行する。
- 2 この要綱は、平成29年5月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第5条第4号から第7号まで、第7条第3項、第9条及び第10条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。

別表第1（第3条関係）

<p>1 補助事業</p>	<p>(1) 認知症高齢者等の見守り体制等の整備を行う事業 認知症の人及びその家族を支えるための見守りネットワークづくりや訪問等の見守り活動、高齢者の行方不明対応のための徘徊模擬訓練、認知症の人及びその家族の居場所づくり（認知症カフェ、つどいの開催）、傾聴ボランティア活動等の実施</p> <p>(2) 地域住民への支援・交流促進事業 介護サービス事業所（従事者）等による地域住民への支援や交流促進のための事業（認知症啓発活動や在宅介護の支援、認知症高齢者と地域住民との交流等）の実施</p>
<p>2 補助対象経費</p>	<p>報償費、旅費、需用費（食糧費を除く。）、役務費並びに使用料及び賃借料</p>
<p>3 補助基準額</p>	<p>15万円</p>
<p>4 補助率</p>	<p>10分の10</p>
<p>5 交付額の算定方法</p>	<p>補助基準額と補助対象経費とを比較し、低い方の額に補助率を乗じて得た額（1,000円未満の端数を切り捨てる。）とする。</p>

別表第2（第5条、第6条、第10条関係）

- 1 暴力団（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号。以下「暴排条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（同条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であるとき。
- 2 暴排条例第18条又は第19条の規定に違反した事実があるとき。
- 3 その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあつては、代表者、理事その他これらと同様の責任を有する者をいう。以下同じ。）が暴力団員等であるとき。
- 4 暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。
- 5 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。
- 6 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。
- 7 いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。
- 8 業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。
- 9 その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。
- 10 その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。